

**付録 1**  
**建物及び公共施設の分類**

**1. 医療施設**

- 1.1 中央及び地方の総合病院・専門病院
- 1.2 地域の総合・専門診療所
- 1.3 助産施設
- 1.4 治療施設、介護施設、老人施設
- 1.5 疫病予防機関
- 1.6 社会保険機関

**2. スポーツ施設**

- 2.1 スタジアム、運動場、サッカー場など
- 2.2 スポーツ練習場、スポーツ競技場など
- 2.3 屋内及び屋外プール

**3. 教育施設**

- 3.1 小学校・中学校・高等学校
- 3.2 保育園
- 3.3 幼稚園
- 3.4 大学及び短期大学
- 3.5 専門学校
- 3.6 技術訓練学校
- 3.7 職業訓練学校

**4. 文化施設**

- 4.1 図書館
- 4.2 博物館、展示館
- 4.3 動物園、植物園
- 4.4 公園
- 4.5 文化センター、クラブ
- 4.6 テレビ放送・ラジオ放送センター
- 4.7 書店
- 4.8 劇場、映画館、サーカス場
- 4.9 文化・芸術機関

**5. 科学研究及び付属機関・組織**

- 5.1 国家科学委員会及び専門別委員会、各科学研究院及び研究院の施設、コンピュータ・センター

- 5.2 分析・設計機関
- 5.3 国家貯蔵センター

## 6. 銀行、金融機関

- 7. 法律機関、人民檢察機関・人民裁判所

**TCXDVN – TIV**

**TCVN 4319 : 1986**

## 8. 国家管理機関・組織、共産党事務局・団体事務所

### 9. 公共施設

- 9.1 ホテル、ゲストハウス
- 9.2 消火防火センター
- 9.3 公共サービス・センター（クリーニング、アイロン、シャワー、修理、洋服仕立、ヘア・カットなど）

## 10. ショッピング・センター、デパート、市場、公共飲食所、飲食店、喫茶店、食料・食品加工企業を含む公共商業及び飲食施設

## 11. 郵便局、電話・電信センター、交換台センター、テレビ放送及びラジオ放送センターを含む通信連絡施設

### 12. 交通施設

- 12.1 駅、交通道路検査センター
- 12.2 停泊所
- 12.3 バス停留所
- 12.4 空港

## 付録 2

### 建物及び公共施設内面積に関する規定

- 1. 建物及び公共施設内の業務用面積とはメイン室、サービス室、補助室の総面積から階段室、廊下、共用スペース、入口通路及び電気・水道などの技術室（ボイラー室やポンプ室、空調設備・エアコン設置室など）の面積を除いた面積である。

#### 注意：

- 1) 学校内の廊下兼踊り場、病院・治療施設・介護施設・劇場・映画館・クラブ内の待合室・休憩場などは業務用面積として計算され

る。この場合は、廊下及び日当たりを良くするための廊下、または待合用・休憩用の廊下の最小幅が建物の区別による設計基準の詳細に従わなければならない。

- 2) ラジオ放送室、管理室、電気管理室、交換台置き室、ステージ用部屋、VIP 室、放送技術室などは業務用面積として計算される。
  - 3) メイン室及びサービス室の面積は 8.0 m<sup>2</sup>以上でなければならない。
2. 技術室の面積とはボイラー室やポンプ・変圧器・空調・エアコン設置室、エレベーター（人間専用及び荷物専用のエレベーター）管理室などの総面積である。

## **TCVN 4319 : 1986**

## **TTTTXDVN - TIV**

3. 使用面積とは業務用面積、廊下・階段・共用スペース・技術室の総面積である。

### **注意：**

- 1) 中央廊下、側面廊下、ベランダ、収納を含む高さ 1.90m 以上の壁龕の面積は使用目的に応じて業務用面積または使用面積として計算される。
  - 2) 入口通路（扉なし）、建物前の階段、屋根付でないバルコニー及び野外階段の面積は業務用面積や使用面積として計算されない。
4. 構成面積とは現場上の壁、仕切壁、支柱の総面積である。以下の項目は構成面積として計算される。
- a) 耐久壁及び非耐久壁
  - b) 壁及び仕切壁
  - c) 支柱
  - d) 扉の枠及び窓の枠
  - e) 煙突、ごみ、空調、電気や地下水道などの配管（パイプ内及び厚さの面積を含む）
  - f) ドアなしの二部屋間の幅 1.0m、高さ 1.90m 以下の壁や壁龕（へきがん）

### **注意：**

- 1) 壁・仕切り壁・柱の構成面積には、しっくい塗りを含むが、壁の基礎を構造する原材料層を含まない。
- 2) 幅 1.0m、高さ 1.90m 以下の壁龕・ドア付でない二部屋間の壁（床面から計算）は部屋の面積として計算される。

- 3) 構成面積は建築面積から使用面積・ドア・建物前の階段・野外階段の面積を引いて計算される。
5. 建築面積とは壁の外側から、野外の屋根付き廊下、野外階段、建物前の階段、ベランダ、庭などを含む面積である。
6. 建物・建物内のフロア・部屋グループの建設棟とは建物の建築面積・フロア全体の面積・部屋グループ全体の面積をかける技術フロアを含む建物・フロア・各部屋の高さとして計算される。
7. 部屋・室の面積は壁の基礎を構造する原材料層の厚さ引かず、しっくい塗りの外側から計算される。
8. 設計する際に、建物及び公共施設の面積は標準より以下のように拡大したり、低減することが出来る。
- a) 低減限度：5%以下
  - b) 拡大限度：
    - － 面積 15 m<sup>2</sup>以下の部屋の場合は最大 15%とする。
    - － 面積 16 m<sup>2</sup>以上の部屋の場合は最大 5%とする。
  - c) 多数階建ての建物の 1 階に位置する店及び公共飲食店の場合、拡大及び低減の割合は 15%（±15%）である。

## 観光ホテル－分類

### Tourist hotels－Classification

本標準規定は既に建設された観光ホテルを分類するための規定及び他の観光ホテルを設計・改築・建設するための基本規定として作成された。

本標準規定は観光別荘、キャンプ、観光村など他の観光施設に適用しない。

本標準規定は公務員用の宿泊所・ゲストハウスに適用しない。

#### 1. ホテルの区別

##### 1.1 観光ホテル

観光ホテルとは観光客に対して短期宿泊のサービスを提供し、飲食・リラックス・エンターテインメント及び他の必要なサービスを提供する施設である。

##### 1.2 観光ホテルは使用目的によって以下のように区分される。

- 都市ホテル
- リゾート・ホテル
- トランジット・ホテル（中継ホテル）

都市ホテル：

都市ホテルとは観光客・ビジネス及び出張客などの送迎、サービスを行うホテルである。このホテルは都市や町において建設される。

リゾート・ホテル：

リゾート・ホテルとは海・山・温泉などを利用し、リラックスや治療を目的とする顧客の送迎、サービスを行うホテルである。

トランジット・ホテル：

トランジット・ホテルとは主に観光客のトランジット用の送迎、

サービスを行うホテルである。

- 1.3 観光ホテルは以下のように等級（格付け）分類される。
- a) 一級ホテル：  
一級ホテルとは、施設品質の高い、統一性のある・近代なインテリア・設備や各種サービス項目の整った、サービスの品質の高いホテルである。
  - b) 二級ホテル：  
二級ホテルとは、サービス品質の良い、必要なインテリア・設備の整ったが、設備の統一性、サービス項目や設備の高級感は一級ホテルより一段落ちるホテルである。
  - c) 三級ホテル：  
三級ホテルとは、基本的なサービス（飲食、宿泊）を提供するが、インテリア・設備に関しては二級ホテルより一段落ちるホテルである。
- 1.4 トランジット・ホテルは二級または三級ホテルの建設基準に従って建設及び改築しなければならない。

## 2. 等級（格付け）の基準

### 2.1 立地及び建築に関する基準

- 2.1.1 観光ホテルは都市、町、観光地など、観光客の送迎需要がある地区に建設しなければならない。  
一級観光ホテルは大きい都市、観光地または観光機関が企画した土地において建設しなければならない。
- 2.1.2 等級に応じて、観光ホテルの建設位置は以下のように規定される。
- a) 一級及び二級ホテル：
    - － 都市・観光地の中心
    - － 風光明媚な地域
    - － 観光資源の近く海辺エリアに位置する一級ホテルはビーチから 100m以内に建設しなければならないし、海に面しなければならない。
  - b) 三級ホテル：
    - － 都市・観光地中心の近くに、交通アクセスの便利な場所  
観光資源を便利に利用できる場所
    - － 風光明媚な地域
  - c) トランジット・ホテル：
    - － 空港・港・駅・バス亭・国境入口などの近く

- 2.1.3 観光ホテルは個別の設計によって建設しなければならない。  
三級ホテルは個別または標準の設計によって建設しなければならない。
- 2.1.4 観光ホテルは最大に建設現場の 60%に相当する緑地を有する方が良い。
- 2.1.5 観光ホテルは以下のものを完備しなければならない。  
－ 照明から組み立てたホテル名及びロゴ（昼でも夜でも遠くから簡単に見える場所に設置）  
－ ホテルの正面入口に等級付きのホテル看板
- 2.1.6 ホテルの入口は通行に便利なところに立地しなければならないし、最低 2 つの入口（顧客専用及びスタッフ専用）を設定しなければならない。
- 2.1.7 ホテル内には顧客の駐車場及び駐車場の警備員を設定しなければならない。三級ホテルは最低限として駐車場を持たなければならない。既存のホテルで改造されたが駐車場がないホテルに関しては、ホテル専用駐車場及び警備員を用意しなければならない。
- 2.1.8 観光ホテルの最低限の宿泊ベッド台数のは以下のように規定される。  
a) 一級ホテル：ベッド 200 台以上  
b) 二級ホテル：ベッド 100 台以上  
c) 三級ホテル：ベッド 50 台以上  
*注意： 既存一級ホテルで改築されたホテルに関しては、最低限のベッド台数は 150 台である。*
- 2.1.9 全ての観光ホテルは入口のところに受付ロビー、各階のロビー及び共用スペースを設けなければならない。等級毎に、以下のように規定される。  
a) 一級ホテル：各階には公共スペースまたはロビーを作らなければならない。  
b) 二級ホテル：各階には一つのロビーを作らなければならない。  
c) 三級ホテル：最低限として、接近する 2 階に一つのロビーを作らなければならない。
- 2.1.10 各部間では隔離ロビーまたは共用スペースを作らなければならない。
- 2.1.11 観光ホテル内の部屋の区別及びランキングは以下のように規定される。

a) 区分

TCVN 4319 : 1986

TTTCXDVN - TIV

- 一間の部屋
- 多間の部屋（二間、三間）
- シングルの部屋（ベッド1台）
- 大部屋（3台、4台）
- b) 等級：4つの等級
  - 特別：多間の部屋（二間、三間）
  - 一級：シングル及びダブルの部屋
  - 二級：ダブルの部屋
  - 三級：ダブル及び大部屋（3台、4台）

2.1.12 観光ホテル内の部屋比率は表1において規定される。

表1 (%)

ホテルの区分	ホテルの等級 (格付け)	最大特別部屋数	最大シングル部屋数	最大ダブル部屋数	大部屋の最低数
都市ホテル	一級	15	30	55	-
	二級	10	20	70	-
	三級	2	5	80	13
リゾート・ホテル	一級	15	20	65	-
	二級	10	10	80	-
	三級	2	3	75	20
トランジット・ホテル	一級	-	-	-	-
	二級	5	10	70	15
	三級	2		75	20

注意：

- 既存のホテルを一級ホテルとして改修する際、三級部屋数は総部屋数の10%を超えてはならない。二級ホテルとして改修する際、三級部屋数は総部屋数の25%を超えてはならない。
- 既存のホテルの改修を行う際、等級毎の部屋数はこの表の±2%の範囲内で変更することができる。

2.1.13 観光ホテル内の部屋の最低面積は表2において規定される。

表 2

部屋の種類	面積 (㎡)		
	一級ホテル	二級ホテル	三級ホテル
1. 多間の部屋	36～48	—	—
2. 二間の部屋	28～32	26～30	24～28
3. シングルの部屋	12～16	12～16	10～14
4. ダブルの部屋	14～18	14～16	12～16
5. ベッド 3、4 台の部屋	—	—	14～20
6. お風呂・トイレ	4.5～6.5	4～5	3～4

## 2.2 インテリア・設備に関する基準

2.2.1 各等級に応じて、ホテル内のインテリア・設備は以下のように規定される。

- 一級ホテル：高品質で、近代で、統一性、高級感のあるもの
- 二級ホテル：一定水準の品質で、統一性のあるもので、統一感のあるレイアウト
- 三級ホテル：一定水準の品質で、シンプルなもの、統一感のあるレイアウト

2.2.2 ホテル内の生活・業務及び現行標準に基づく消火・防火のために、水を一日中に万全に供給しなければならない。

給水システムが整っていないホテルは井戸及び浄化装置を持たなければならない。

給水システムは完備しているが、給水量が不安定のホテルは貯蓄タンク及び浄化ポンプのシステムを持たなければならない。

2.2.3 ホテル内のお湯サービスは以下のように規定される。

- 一級ホテル：24 時間
- 二級ホテル：特別・一級・二級の部屋は 24 時間で、三級の部屋は 6 時から 20 時まで
- 三級ホテル：特別・一級の部屋は 24 時間で、二級・三級の部屋は 6 時から 20 時まで

2.2.4 ホテル内の生活・業務のために、電気を万全に供給しなければならない。

一級・二級ホテルはゲストの生活及び食品保管の電気を確保するために、自家発電機を設置しなければならない。

三級ホテルは最低限として、特別の部屋・廊下・飲食ホール及び食品保管の電気を確保するために、自家発電機を装備しなければならない。

2.2.5 観光ホテル内の空調設備は以下のように規定される。

**TCVN 4319 : 1986**

**TTTCXDVN - TIV**

- 一級ホテル：ホテル内の寝室及び公共スペースにエアコンを取り付けなければならない。冬が寒いところでは、冷暖房エアコンを取り付けなければならない。冷房しかないホテルはヒーターなどを用意しなければならない。
- 二級ホテル：最低限として寝室、特別・一級・二級の部屋、飲食ホール、バーにエアコンを取り付けなければならない。他の部屋には扇風機を用意する。冬が寒いところでは、冷暖房を取り付けなければならない。冷房しか付かないホテルはヒーターなどを用意しなければならない。
- 三級ホテル：特別・一級の部屋にエアコンを付けなければならない。他の部屋には扇風機を用意する。

2.2.6 等級に応じて、ホテル内のエレベータは以下のように規定される。

- 一級ホテル：三階建て以上のホテルは顧客専用エレベータを設置しなければならない。  
四階建て以上のホテルはスタッフ専用エレベータも設置しなければならない。
- 二級ホテル：四階建て以上のホテルは顧客専用エレベータを設置しなければならない。  
五階建て以上のホテルはスタッフ専用エレベータも設置しなければならない。
- 三級ホテル：五階建て以上のホテルは顧客及びスタッフ用エレベータを設置しなければならない。

2.2.7 付録 1 に定めた通常設備以外に、各部屋には最低限の設備として、表 3 に定める設備を完備しなければならない。

**表 3**

ホテルの等級	部屋のタイプ	設備			
		冷蔵庫	テレビまたはラジオ	短波ラジオ	スピーカー
1	2	3	4	5	6
一級	特別部屋	×	×	—	—
	一級・二級のシングル・ダブル部屋	×	—	×	—
	三級のダブル部屋	—	—	—	×
二級	特別部屋	×	—	×	—
	一級・二級のシングル・ダブル部屋	—	—	—	×

	三級のダブル部屋	—	—	—	×
三級	特別部屋	可能	—	—	×
	他の部屋	—	—	—	×

TCXDVN – TIV

TCVN 4319 : 1986

2.2.8 ホテル内のお風呂・トイレは付録2に定めた通常設備以外に、以下の部屋では最低限として、表4に定める設備を完備しなければならない。

表 4

設備	ホテル及び部屋の等級											
	一級ホテル				二級ホテル				三級ホテル			
	特別	一	二	三	特別	一	二	三	特別	一	二	三
1. バスタブ	×	×	×	—	×	×	—	—	×	—	—	—
2. 洗面所	×	×	×	—	×	×	—	—	×	—	—	—
3. シャワー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—
4. 固定シャワー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×
5. 排水システム												
6. シャワー室				×			×	×		×	×	×
7. トイレ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

2.3 ホテル内のサービス項目に関する基準

2.3.1 等級に応じて、飲食サービスの時間数は以下のように規定される。

- 一級ホテル：24時間（20時から6時の間は軽食及びドリンクのサービス）
- 二級ホテル：6時から20時まで。深夜はスナック及びドリンクのサービス
- 三級ホテル：6時から20時まで。軽食及びドリンクのサービス

2.3.2 最低限として、等級によって飲食ホールの規模は表5において規定される。

表 5

飲食ホールの区分	ホテル等級		
	一級	二級	三級
1. 大ホール	2	1	1
2. 宴会場（大）	1	1	—
3. 宴会場（小）	3	2	1
4. 特産レストラン	1	—	—
5. レストラン	1	—	—

6. バー（軽食及びドリンク）	1	1	1
7. 大宴会場内のバー	1	1	1
8. バー（ディスコ及び音楽ホール）	1	1	—
9. 喫茶店	1	—	—

**TCVN 4319 : 1986**

**TTTCXDVN - TIV**

2.3.3 最低限の飲食サービスは表 6 において規定される。

表 6

サービス項目	ホテルの等級		
	一級	二級	三級
1. 洋食（アラカルト）	×	×	—
2. アジア食（アラカルト）	×	×	×
3. ベトナム特産料理及び世界の有名な料理	×	×	—
4. パーティー（要望による）	×	×	—
5. 中級及び中級以下のパーティ	—	—	×
6. 軽食、ドリンク、輸入酒	×	×	—
7. ケーキ、フルーツ、アイスクリーム、国内ビール・お酒	×	×	×
8. 軽食・ドリンク付きのディスコ	×	×	×

2.3.4 最低限として、ホテル内のサービス項目は表 7 において規定される。

表 7

サービス項目	ホテル等級		
	一級	二級	三級
1	2	3	4
1. 受付	×	×	×
2. 貴重品の預かり	×	×	×
3. 化粧品・お土産などのキオスク	×	—	—
4. 両替	×	×	—
5. 医者及び薬剤カウンター付きの医療サービス	×	—	—
6. 常備薬の提供	—	×	×
7. 航空券、電車・バスのチケット、劇場などのチケット手配	×	—	—
8. 理髪	×	×	—
9. 美容	×	×	—
10. クリーニング（特急）	×	×	—
11. クリーニング	—	—	×
12. 靴の磨き・修理	×	×	—
13. スポーツ用品等のレンタル	×	×	×
14. 通訳付きの会議開催	×	—	—
15. 映画の放送及びコンサートの開催	×	—	—

16. クラブ開催	×	×	×
17. プール	×	—	—
18. タクシー	×	—	—

**TCXDVN – TIV**

**TCVN 4319 : 1986**

**注意：**

- 1) 三級ホテルについては、受付担当者は他のサービスの一部を重ねて担当することができる。
- 2) リゾート・ホテルについては小船、ビーチ・フロート、水着、登山・狩猟道具のレンタル・サービスを行わなければならない。
- 3) 幾つかのホテルが隣接する場合は、卓球・バレーボール・バスケットボール・バドミントンの練習場を共同利用しても良い。

2.3.5 ホテル内の通信サービスは表 8 において規定される。

**表 8**

連絡通信サービス	ホテル等級		
	一級	二級	三級
1. 通信カウンター	×	×	—
2. 郵便局	×	可能	—
3. 郵便ボックス	×	×	×
4. 新聞販売店	×	—	—
5. 国際電話	×	×	—
6. 電信	×	—	—
7. 市外電話	×	×	×
8. ホテルの内線電話			
— ホテル内の各部屋間	×	—	—
— 寝室及びホテルのサービス部門の間	×	×	×

**注意：**二級・三級ホテルでは、受付担当者は通信・郵便及び電話のサービスを重ねて担当する。

2.3.6 ホテル内の各部屋はベール及びブザーのシステムを装置しなければならない。

**2.4 スタッフに関する基準**

2.4.1 観光ホテルのスタッフは職業訓練学校などで業務に関する授業を受講しなければならない。また、ホテル業務に慣れ、サービスの質が高く、コミュニケーション能力のある障害のない者であること。（顧客と直接にコミュニケーションする者は、障害のない者でなければならない。）

2.4.2 観光ホテルの経営管理幹部は以下の標準に合致しなければならない。

a) 一級・二級ホテル

- － 最終学歴：大学卒業（経営管理、観光経済の専攻）または短期大学の卒業生である。

**TCVN 4319 : 1986**

**TTTCXDVN - TIV**

- － 専門知識：業務・業界管理の授業を受け、政治・文化・芸術・社会の総合知識を持つ。
- － 外国語：最低限として一つの外国語（一番普及している外国語）が話せる。一級ホテルの場合は日常会話以上のレベルで、二級ホテルの場合は日常会話のレベルである。
- － 外形：身体的な障害がなく、容姿端麗であること。

b) 三級ホテル

- － 最終学歴：専門学校（観光学専攻）の卒業生である。
- － 観光経営管理受講者。
- － ホテル業務精通者または観光業界の熟練労働者。
- － 一つの外国語（日常会話程度）が話せる。
- － コミュニケーション能力があり、健康な者。

2.4.3 受付担当者、情報案内担当者、ホール・マネージャーに関して、一級・二級ホテルは二つの外国語が話せ、三級ホテルは一つの外国語が話せなければならない。

2.4.4 直接に接客サービスをする他のスタッフに関して、一級ホテルは日常会話レベル以上に、二級ホテルは日常会話レベルで一つの外国語が話せなければならない。三級ホテルについては、義務ではないが、外国語に精通したスタッフがいた方が良い。

2.4.5 ホテルの調理人、特に料理長は腕が良くなければならない。具体的には以下の通り：

- － 一級・二級ホテル：調理専攻の大学または専門学校に相当する知識を持ち、長期に調理人としての経験があり、洋食の料理名を書けたり、読めたりしなければならない。
- － 三級ホテル：調理の授業を受けた、または長期に調理人としての経験がなければならない。

2.4.6 服装：ホテルの経営管理幹部はサービス部門では、サービス項目に適合し、正装しなければならない。

2.5 衛生面に関する基準

2.5.1 ホテルの等級に関わらず、ホテルは常に良い衛生状態を保つこと。

2.5.2 特に給水・排水システム、トイレ、洗面所、飲食ホールの設備・道具は完璧な衛生状態を保障しなければならない。ハエ、蚊、ねずみ、ゴキブリの駆除を徹底すること。

2.5.3 スタッフ専用トイレを設置しなければならない。スタッフは正装し、健康でなければず、定期的に健康診断を受けなければならない。

**TCXDVN – TIV**

**TCVN 4319 : 1986**

2.5.4 火災・台風・洪水などの場合は、直ぐに対応できるようにしなければならない。







10	石鹸入れ、コップ、 歯磨き粉、シェービ ング・フォーム、シ ェーパー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	コップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
12	タオルかけ棒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	洗面所のガラス板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	排水できる
14	バス・タオルかけ棒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15	洗面所のミラー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

TCXDVN – TIV

TCVN 4319 : 1986

付録 2 (最後)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	トイレットペーパー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	トイレ掃除ブラシ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	トイレ・マット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	ハンガー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	石鹸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	タオル、バスタオル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	お湯沸かしタンク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

付録 3

ベトナム観光ホテルのサービス項目

サービス項目	ホテル等級			備考欄
	一級	二級	三級	
1	2	3	4	5
— 部屋・寝室				
— 特別の部屋				
— 一級の部屋				
— 二級の部屋				
— 三級の部屋				
— 飲食サービス及び飲食ホールの数				
+ 飲食店	2	1	1	
+ 宴会場：—大	1	1	1	
—小	3	2	1	
— レストラン				
+ 洋食	×	×	×	
+ アジア食	×	×	×	
+ 定食	×	×	×	
+ アラカルト	×	×	×	
— 世界の有名な料理	×	×	×	メニューによる
— ドリンク				— 二級ホテルは宴会場に

+ バー（軽食及びドリンク）	×	×	×	ディスコを付けることが可能
+ 喫茶店	×			
+ 深夜バー（ディスコ）	×			－ 三級ホテルは大宴会場に、バーを付けることが可能
+ 大宴会場内のバー				
－ エンターテインメント				
+ 映画の放送及びコンサート開催用の会場	×			
+ クラブ	×	×	×	
+ 図書館	×			

TCVN 4319 : 1986

TTTCXDVN - TIV

付録 3 (最後)

1	2	3	4	5
+ サウナ、ジム	×			(全てのホテルが持たなければならない施設ではない) 二級ホテルがあっても良い 近所に位置するホテルと同利用しても良い
+ プール	×			
+ バレー・ボール場、テニス・コート	あっても良い			ホテルの区別及びホテルの事業による
スポーツ道具（水着、ビーチ・フロート）のレンタル	×	×	×	
+ 会議室	×			－ 都市ホテルの一部のみ（全てのホテルが持たなければならない施設ではない）
－ 連絡通信				
+ 観光情報案内カウンター	×			二級ホテルは受付担当者が重ねて担当する。
+ 切手、新聞、雑誌などの販売店	×			二級ホテルは受付担当者が重ねて担当する。
+ 郵便ボックス	×	×	×	三級ホテルはなくても良い
+ 国際電話	×	×		
市外電話	×	×	×	
ホテル内の内線	×	×	×	
+ 電信	×			
－ 貴重品の預かり	×	×	×	
－ 土産販売店（キオスク）	×			三級ホテルは受付担当者が重ねて販売する。
－ 土産などの販売カウンター		×		
－ 両替	×	×		
－ 航空券、電車・バスのチケット、劇場などのチケット手配	×	可能		
－ 美容	×			
－ 理髪	×	可能		
－ 医療サービス	×	×		

カウンター	×	×		
常備薬の提供		×	×	
— クリーニング	×	×	×	
— 衣服のオーダー・メイド	×	×	×	専門店に外注する場合がある。
— 靴修理	×	×	×	
— 靴磨き	×	×		
— タクシー	×			

注意： ホテルが観光地に位置する場合、以下のサービスはその観光地の一級ホテル内で行うか、観光地のサービス・センターを設定し、そのサービス・センターで行う。

- 医療薬局部門
- 理髪・美容部門
- クリーニング部門
- 靴修理部門
- アパレル部門
- タクシー・レンタル部門
- バー
- 特産レストラン
- バレーボール・バスケットボール場、テニスコート
- スーパーやお土産などの販売店、両替場

ベトナム標準

TCVN 4450: 1987

H グループ

## 集合住宅（アパートメント） — 設計標準

### *Dwelling apartments – Design standard*

標準規定は標準（TC 36 : 1969）標準規定の代替規定として作成されたものである。

当該標準規定は、全国の都市・町にある集合住宅（アパートメント）及び団体・企業の寮・社宅アパートの新規又は改築等の設計を行う際に適用される。

当該標準規定に定める規定に加え、設計に関しては、「ベトナム標準（TCVN）4451 : 1987 住宅に関する基本原則」を順守しなければならない。

**注釈：**

農園・植林地の住宅街に立地するアパートについて、アパートの区別による部屋の面積は当該標準規定に従わなければならないが、付属部屋（台所、倉庫、お風呂、トイレなど）の設計については、地方自治体の規定及び産業の特性に従うこと。

## 1. アパートの設計に関する基準

- 1.1 アパート内の各フラットは以下のスペースを含み、独立的に設計しなければならない。  
生活用の部屋  
付属部屋
- 1.2 家族の人数によって、アパート内のフラット種類は4タイプに区分・設計される。  
一部屋フラット：2人から3人  
二部屋フラット：4人から5人  
三部屋フラット：6人から7人  
四部屋フラット：8人以上
- 1.3 各フラットの生活及び使用面積は表1において規定される。

表1

フラット内の面積区分	フラット面積 (㎡)			
	一部屋	二部屋	三部屋	四部屋
フラットの使用面積をできるだけ縮小 (階段室を含まない)	28～34	46～48	56～58	70～72
生活面積	14～28	24～26	34～36	46～48

**TCXDVN – TIV**

**TCVN 4450 : 1987**

### 注釈：

- 1) 上記の表に定めた面積は5%の範囲内で拡張したり、縮小することができる。
- 2) アパートの詳細設計を行う際、面積の内容と基準は当該標準規定の付録に従わなければならない。

## 2. フラット内の部屋設計に関する基準

- 2.1 フラット内の部屋は以下のスペースを含む。  
公共部屋  
各寝室
- 2.2 公共部屋の面積については以下のように規定される。  
二部屋又は三部屋のフラットは14㎡から16㎡まで  
四部屋のフラットは16㎡から18㎡まで

- 2.3 公共部屋はロビーを通っても通らなくても良いが、他の部屋を通らず、直接に外出できるように設計されなければならない。公共部屋から各寝室への通路は設計可能。
- 2.4 寝室面積は 8 m<sup>2</sup>以上 11 m<sup>2</sup>以下でなければならない。部屋幅は 2.4m 以上でなければならない。
- 2.5 寝室間の通路は設計してはならない。

### 3. 附属部屋の設計に関する基準

- 3.1 フラット内のサブ部屋は、台所、浴室（風呂場）、ユーティリティー、洗濯用ベランダなどの部屋である。
- 3.2 台所の面積は、以下の通り、規定される。
  - 一部屋フラット：4 m<sup>2</sup>から 4.5 m<sup>2</sup>まで
  - 二部屋以上のフラット：5 m<sup>2</sup>から 5.5 m<sup>2</sup>まで

*注釈：等級が四級のアパートについて、台所はフラット外に設計しても良い。*
- 3.3 台所は洗い場、作業台、コンロ置き場、収納庫などが装備できるように設計されなければならない。台所の幅は以下のように規定される。
  - 設備が一行に装置する場合は、1.50m 以上
  - 設備が二行に装置する場合は、2.40m 以上
- 3.4 トイレと浴室は別々に設計しなければならない。一部屋のフラットのみはトイレと浴室がユニット・タイプで設計しても良いが、衛生・使用上の要件を満たさなければならない。
- 3.5 トイレの面積は以下の通り規定される。
  - 扉が外開きの場合：0.8×1.2m
  - 扉が内開きの場合：0.8×1.4m
- 3.6 風呂場の面積は以下のように規定される。
  - 扉が外開きの場合：0.8×1.2m
  - 扉が内開きの場合：0.8×1.4m

- 3.7 フラット内に下記のもの設計することができる。
  - 1.00 m<sup>2</sup>以上のユーティリティー
  - 4.00 m<sup>2</sup>以下のベランダ（バルコニー）
- 3.8 等級が四級のアパートにおいて各フラットへの給水システムが未設置の場合、容積 0.30m<sup>3</sup>から 0.50m<sup>3</sup>までの生活用の貯水タンクを設計することができる。